

香美町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 免許失効 道路交通法第105条の規定により、免許の交付を受けた者が免許証の更新を受けなかったときにその効力を失うことをいう。
- (4) 運転経歴証明書 兵庫県公安委員会が発行し、過去5年間の運転経歴を証明したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 運転経歴証明書の記載住所が町内の65歳以上の者
- (2) 運転免許証を自主返納又は免許失効し、運転経歴証明書の交付を受けた者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1,100円とし、補助金の交付は1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香美町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に運転経歴証明書の写しを添付して、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、運転経歴証明書の交付を受けた日から起算して1年以内に行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、香美町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、交付を決定したときは申請者に補助金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月30日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の香美町高齢者運転免許証自主返納支援補助金交付要綱第4条の規定は、この告示の施行の日以後に交付を受けた運転経歴証明書に係る補助金から適用し、この告示の施行の前日に交付を受けた運転経歴証明書に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年11月29日告示第112号)

この告示は、令和元年12月1日から施行する。